

津島市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護するため、ブロック塀等の撤去を行う場合に、予算の範囲内において津島市ブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定め、本市の耐震化施策を推進し、もって地震による人的被害等の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路をいう。
- (2) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造又はコンクリートブロック、レンガ、石等の組積造の塀及び門柱をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) ブロック塀等の所有者であること。なお、共有物件にあつては、所有者全員の同意が得られていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象となるブロック塀等)

第4条 補助の対象となるブロック塀等は、次の各号のいずれにも該当するブロック塀等とする。

- (1) 道路又は公共の用に供する土地との境界に面し、その境界から2m以内に設置され、倒壊等のおそれのあるものであること。
- (2) 道路からの高さが1メートル以上のブロック塀等であること。

- (3) 国及び地方公共団体が所有するものでないこと。
- (4) 建築物の新築又は改築等に伴う撤去でないこと。
- (5) 関係法令等に違反したものでないこと。
- (6) 第9条に規定する交付決定後に撤去されるものであること。

(補助にあたっての条件)

第5条 補助対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助対象となるブロック塀等の全部を撤去すること。ただし、建築基準法第42条第2項に規定する道路に面するブロック塀等以外にあつては、高さ1メートル未満の部分において、安全性が確保できる場合に限り、その部分を残すことを妨げない。
- (2) ブロック塀等の撤去後、道路又は公共の用に供する土地との境界から2m以内に新たにブロック塀等を設置しないこと。ただし、高さ1メートル未満のものについてはこの限りでない。
- (3) 建築基準法第42条第2項に規定する道路に面するブロック塀等の撤去にあつては、撤去後に同項に基づく道路の境界線を越えて工作物、垣、柵及び花壇等を設置しないこと。

(補助の対象事業)

第6条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が行う、補助対象となるブロック塀等の撤去とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、ブロック塀等の撤去に要した額と撤去したブロック塀等の壁面1平方メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額とし、10万円を限度とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事に着

手する前に「ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第 1 号）」に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去場所の案内図
- (2) 工事の内容を表した図面
- (3) 工事に要する費用の見積書
- (4) 市税の完納証明書
- (5) 第 5 条に規定する補助の条件を遵守することを誓約する書類（様式第 2 号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書は、申請年度の 10 月 31 日（当日が閉庁日のときは直後の開庁日）までに提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 9 条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、「ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（様式第 3 号）」により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要に応じ補助金の交付について条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第 10 条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に工事の内容を変更しようとするときは、工事の変更に着手する前に「ブロック塀等撤去費補助金変更承認申請書（様式第 4 号）」に変更内容が分かる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、「ブロック塀等撤去費補助金変更承認通知書（様式第 5 号）」により申請者に通知するものとする。

（完了実績報告）

第 11 条 補助金の交付の決定を受けた者は、ブロック塀等の撤去が完了したときは、工事完了の日から起算して 30 日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 1 月末日（当日が閉庁日のときは直後の開庁日）のいずれか早い

期日までに、「ブロック塀等撤去実績報告書（様式第6号）」に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費の領収書の写し
- (2) 工事着手前及び工事完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する完了実績報告により適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「ブロック塀等撤去費補助金確定通知書(様式第7号)」により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条に規定する通知を受けた者は、確定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに、「ブロック塀等撤去費補助金交付請求書（様式第8号）」により市長に補助金を請求しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書に基づき、申請書に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、補助対象者が次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他関係法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第11条に規定する期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする

る。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。